

平成30年12月4日開催

第 5 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第5回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月4日(火) 午後3時30分
2. 開催場所 新ひだか町ピュアプラザ 2階多目的室1
3. 出席委員 9 名 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	猛	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	欠
10	番	金	森	靖	出

## 4. 出席事務局職員

事務局長 阿部 尚 弘  
主 幹 二本柳 浩 一  
主 幹 神谷 貴 史

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の結果について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

## 6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間になりましたので、平成30年12月4日招集、第5回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者については、9番野表委員の1名であり、欠席の旨連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>以上により出席委員は10名中9名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、総会の開会にあたり金森会長よりご挨拶をいただき、議事に入らせていただきます。会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	挨拶
事務局	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により議事録署名委員を指名いたします。1番酒井委員、8番前谷委員、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、日程第2の報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より、報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。報告第1号について、これを承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第1号はこれを承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第2号新ひだか町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の結果についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。平成30年11月1日、2日に実施いたしました農地パトロールの結果について、別紙資料と合わせて説明します。</p>
事務局	【報告第2号を議案書及び資料をもとに朗読及び説明】
事務局	<p>それでは農地パトロールの結果についてですが、11月1日、2日に実施した標記調査について、別紙のとおりとなりましたので報告いたします。</p> <p>ご指摘のありました農地につきましては、別紙資料のとおりになりますが、今後は利用意向調査として、対象者に対して、この農地を今後どのように利用していくのか、どう考えているのかを回答いただくように、調査を進めてまいります。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。</p>

4番	これは、(所有農地の)一部なのか、全地なのか。一部なら土地事情だったり、全地であれば根本的な問題となると思うので、特徴的なことを教えてくれないとわからないので説明願いたい。
事務局	【資料をもとに一部及び全地の別、特徴的な部分、土地の事情を説明】
議長	ほかに、何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第2号については、事務局の報告内容を承認し、該当者へ利用意向調査を実施することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第2号については承認することと決定いたしました。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より、議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

8番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第1号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

1番 該当する農地は、住宅の周辺だけですか。

6番 住宅も全部入っています。農地は住宅の周辺で、譲受人の農地に隣接する部分ということで売買されます。

議長 ほかに、何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可相当と決定いたします。

議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より、議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う、一時転用の案件です。申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
4番	参考までに、今、反当りどれくらいするんだらうか。
事務局	事務局の方では、わかりかねます。
議長	ほかに、何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番については、許可相当との意見を付して北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道へ進達することに決定いたしました。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より、議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定いたします。

議長 次に議案第3号3番から43番を議題とします。賃貸借の再契約の案件になります。  
事務局より、議案第3号3番から43番の議案の朗読と説明を、一括でお願いします。

事務局 【議案第3号3番から43番を議案書をもとに朗読】

事務局 訂正箇所等について説明させていただきます。  
8番、重複記載のため削除願います。  
27番、年数を5年の記載を3年に、終期を平成33年に訂正願います。  
28番、当事者が折衝中で取りやめとなります。  
37番、当事者が折衝中で取りやめとなります。  
43番、本日配付しましたものと差し替え願います。

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページから22ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

各担当委員 事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより、議案第3号3番から43番まで一括質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番から43番までの集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番から43番までの集積計画について決定いたします。

議長	次に、事務局より議案第3号44番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第3号44番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の22ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第3号44番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号44番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号44番の集積計画について決定いたします。
議長	次に、議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。 事務局より、議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、除外1件、用変更2件の計3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが除外の案件です。事業計画地に植林をすることで、土地の有効活用及び環境保全が図られることから、計画地に選定されております。この度申請者から、植林の計画があることから、除外の願出が町にされ、町より意見を求められているものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていたが、除外について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを適当であると決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当として決定し、町長への意見とします。
議長	次に、事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、米乾燥用の倉庫の建築のため申請がされました。計画地は、住宅に近く、管理及び利便性の高い場所として選定されております。合わせて、転用面積も最小限で計画されていると考えます。  
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条もしくは第5条の転用案件には該当しません。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていたいただき、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

8番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番について、これを適当であると決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当として決定し、町長への意見とします。

議長 次に、事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、事業計画地は現在農地として利用されておりますが、この度、農機具の増加に伴い倉庫の建築のため申請がされました。計画地は、営農管理上利便性の高い場所として選定されております。合わせて、転用面積も最小限で計画されていると考えます。  
なお、200㎡未満の農業用施設のため、農地法第4条もしくは第5条の転用案件には該当しません。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区委員に行っていたいただき、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

7番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番はこれを適当として決定し、町長への意見とします。

議長 次に、議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。  
事務局より、議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については、5件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、申請地は周囲に建物が隣接して建っており、宅地化された狭隘な土地であります。この度、地目整理のため証明願いが出されたものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、狭隘な土地のため、今後、営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の意見をいただいております。  
以上で朗読と説明をおわります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することに決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、申請地の一つは周辺が宅地化された土地であり、分筆を重ねたことによる狭隘な残地になります。もう一つは、山の淵に広がる農地であり、通年湿地帯で機械管理が難しい場所であり、この度、地目整理のため証明願いが出されたものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、今後も肥培管理が困難であることから、非農地である旨の意見をいただいております。  
以上で朗読と説明をおわります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することに決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第5号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、申請地は長年肥培管理が困難な状況で、隣接した山林と混合し、木々が生え原野化した土地であります。この度、これを地目整理するため証明願いが出されました。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、今後、肥培管理が困難で営農作付する見込みがないことから、非農地である旨の意見をいただいております。  
以上で朗読と説明をおわります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしい  
ですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号3番については現況証明を発給することに決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第5号4番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第5号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位4番ですが、申請地は周囲を山林と道路に挟まれた土地で、長年肥培管理が困難な  
状況で、隣接した山林と混合し原野化が進んでいます。この度、これを地目整理するため証  
明願いが出されました。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、  
今後も肥培管理が困難で、営農作付する見込みがないことから、非農地である旨の意見を  
いただいております。  
以上で朗読と説明をおわります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしい  
ですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号4番については現況証明を発給することに決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第5号5番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第5号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位5番ですが、申請地は宅地に隣接した周辺が宅地化された土地であります。こちらで  
ハウス野菜を作っておりましたが、昨年の雪害で施設が倒壊し、高齢のため営農再開は難  
しく、この度、これを地目整理するため申請がされました。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当委員に行っていただき、  
今後、肥培管理していくことは困難で、営農作付する見込みがないことから、非農地である  
旨の意見をいただいております。  
以上で朗読と説明をおわります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第5号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号5番については、現況証明を発給することと決定してよろしい  
ですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号5番については現況証明を発給することに決定いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。  
それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午後4時38分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成30年12月4日(議事録調整日 平成30年12月27日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟